

令和7年第4回

荒川区教育委員会定例会

令和7年2月28日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和7年荒川区教育委員会第4回定例会

- | | | |
|--------|--|--|
| 1 日 時 | 令和7年2月28日 | 午後3時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
教育施設担当課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
田 中 欣 也
井 上 千 恵
渡 辺 裕 登
下 条 知 淑
杉 山 茂
原 田 正 伸
大 西 寛 和
齋 藤 一 幸
吉 田 夏 彦
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 9 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 10 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 11 号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 令和 6 年荒川区教育委員会褒賞について

イ 汐入小学校における教育課程特例校の指定等について

ウ 「こころの健康に関する調査」及び「ヤングケアラー実態調査」の調査結果について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第4回定例会を始めさせていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日は5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、繁田委員、坂田委員、御両名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

11月22日開催の第22回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付させていただき、この間、皆様に御確認をお願いしてまいりました。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 では、承認といたします。

12月13日開催の第23回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしたいと考えてございます。恐れ入りますが次回までに御確認いただき、お気づきの点等について事務局まで御連絡をお願いします。

それでは、ただいまから本日の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。

本日は、審議事項3件、報告事項3件となっております。

議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、議案第10号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、議案第11号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」以上3件についてはいずれも関連がございますので一括して事務局から説明を受け、質疑を行った後、1件ずつ決を採ることにさせていただきたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議なしとのことですので、そのように取扱わせていただきます。

それでは、山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正に伴いまして、職員の休暇として子育て部分休暇を新設し、その規程を整備するためでございます。

経緯を御覧いただければと思います。令和6年11月8日の教育委員会定例会におきまして、本条例案について、異議がないと御承認をいただきましてありがとうございます。その後、令和6年度11月会議におきまして条例が議決をされたものでございます。それに伴い

まして、今回、規則改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては定例会のときにも御説明させていただきましたが、子育て部分休暇を新設することになってございます。

施行月日については、令和7年4月1日でございます。

15ページを御覧いただければと思います。議案第10号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由につきましては先ほどと同じ内容になってございます。

経緯につきましても11月8日の教育委員会定例会について、条例に対する異議がないと御承認いただきましたので今回提案するものでございます。

主な内容につきましては、子育て部分休暇に伴いまして、期末手当が減額をしないという内容になってございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。

恐れ入ります19ページを御覧いただければと思います。同じく議案第11号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

内容につきましては、先ほどの期末手当と同じく、勤勉手当についても減額をしないという内容になってございます。

施行月日については、令和7年4月1日でございます。

雑駁でございますが以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑等がございましたらお願いいたします。

坂田委員。

坂田委員 以前、御説明があったように中小学校の教員は都のほうで定めていて、それから区
の一般の職員の方も基本的に同じ改正が行われるという理解でよろしいでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。幼稚園教育職員だけは条例が違うものですか
ら別途御承認をいただいた形になってございます。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 特にないようであれば、質疑を終了させていただきます。

議案第9号、第10号、第11号、以上3件について、御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論を終了いたします。

1件ずつお諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することに御異議ご

ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第9号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定されました。

続いて、議案第10号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第10号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第11号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定されました。

続いて、報告事項に移らせていただきます。報告事項ア「令和6年度荒川区教育委員会褒賞について」を議題とします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 23ページを御覧いただければと思います。「令和6年度荒川区教育委員会褒賞について」でございます。

ポイントでございます。令和6年度荒川区教育委員会褒賞の受賞者及び贈呈式の日程について報告するものでございます。

内容でございます。贈呈式の日時につきましては、令和7年3月14日の金曜日。まず小学生の部門を一部として実施をしまして、第二部として中高生・成人の部門を実施するものでございます。

場所につきましては、ムーブホールを予定してございます。

受賞者数のところを御覧いただければと思います。個人及び団体で139件が今回対象となっております。ちなみに昨年度は108件、コロナ禍ですと大体7、80件ぐらいでしたので徐々にはコロナ以降増えてきたという形になってございます。

贈呈式の日程を御覧ください。先ほどのように小学生の部門を行った後、教育委員会定例会を実施させていただいて、その後、第二部として中高生・成人の部門を実施させていただければと思います。

出席者につきましては記載のとおりでございます。

恐れ入ります、26ページ以降が今回の褒賞の対象になっている方々でございます。26

ページの図書館を使った調べる学習コンクールの優良賞、これが上のほうに書いてございます。

同じように27ページにはスポーツ部門がございます。特に毎年、上位に行っているのがダンスチーム、例えば54番のブロックダンスが上位になってございます。

おめくりいただきました28ページ、これも図書館を使った調べる学習コンクールで優良賞、奨励賞が上に書いてございます。

29ページのスポーツ部門ですと、毎年ですけれども、110番にありますフェンシング、この方は将来のオリンピック候補になる可能性もありますし、114番についてもジュニアオリンピックなどの賞を取ってございますので、今後期待される方かと思えます。

雑駁でございますが説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

私から1点、杉山所長、今年は全国の調べる学習コンクールに入選した子供たちが例年以上に多かったのでしょうか。

教育センター所長 調べる学習コンクール全国大会に応募しておりまして、優秀賞を毎年受賞していたのですが、今回、優秀賞はないのですけれども、優良賞をたくさん頂くことができたというところがございます。

教育長 そのような意味では、レベルが毎年上がって素晴らしいですね。

先生方はいかがでしょうか。

小林委員。

小林委員 昨年が108件で今年は139件と増加し、荒川区のこうした活動が活発化しており大変に喜ばしいことです。図書館を使った調べる学習コンクールは非常に重要です。今後とも、ぜひこのような学習コンクールなどを主催していただければと思っております。

以上です。

教育総務課長 特に文化部門のところ为中心となるのが、今の調べる学習コンクールでございます。今後もセンターを含めて力を入れてまいりたいと思っております。

教育長 学校図書館支援室の力はすごく大きいのではないかと思いますけれども。

教育センター所長 学校図書館支援室を中心に調べる学習コンクール、また小論文コンテストについて注力しております。また、調べる学習コンクールのチャレンジ講座を毎年6、7月に行っておりまして、子供たちに素晴らしい作品を作るように働きかけをしておりますので、その成果が表れていると感じております。

教育長 そのほかはいかがでしょう。

繁田委員。

繁田委員 1つ教えていただきたいのですけれども、多分、スポーツに関しては地域のクラブチームなどそのようなところで練習してというか、トレーニングして活躍していらっしゃる人が多いのかと思います。文化部門に関しては、今の図書館というのもありますけれども、それ以外の書道であるとか、理数系もあります。これは子供たちの自主学習ではないのですけれども、特に学校の活動などとは関係ないのでしょうか。

教育総務課長 明るい選挙ポスターコンクールなどについては学校で取りまとめをして応募しますけれども、そのほか、民間団体が独自に募集をしているところに応募をして受賞している場合もございます。例えばトラックの日の絵画コンクールについては、学校を通さずに応募をしている形になります。

繁田委員 分かりました。自主的な活動でとてもいいと思いました。ありがとうございました。

教育長 絵画教室とか町場の書道教室とか、そのようなところも活発にやっていますので、そこで勉強したり、習い事をしたりしている方が多いです。

教育総務課長 補足しますと、文化部門は学校の推薦と生涯学習課からの推薦、スポーツ部門も学校の推薦とスポーツ振興課からの推薦が混ざっていますので、そのような民間に応募している方も多いのかと思っております。

繁田委員 分かりました。ありがとうございました。

教育長 よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 では、続きまして、報告事項イ「汐入小学校における教育課程特例校の指定等について」を議題とします。下条指導室長、説明をお願いします。

指導室長 では、31ページを御覧ください。「汐入小学校における教育課程特例校の指定等について」でございます。教育課程特例校（情報科）について、このたび文部科学省から指定を受けたものでございます。

まず、新設の教科名でございますが、情報科と申します。

目標は2点ございます。子どもたちが将来をたくましく生き抜くために、ICT機器を活用し、学習の基盤となる資質・能力、情報活用能力を養う。

そして、教科横断的にICT機器を活用する意図を明確にした教育活動の実践により、他者と協働し、主体的に問題を解決することができる「21世紀型能力」の育成を目指すものでございます。

続きまして、汐入小学校が指定された理由でございます。2点ございます。

1点目は、これまでの研究実績でございます。汐入小学校は令和3年度から今年度に至るまで荒川区教育委員会教育研究指定校として、本区のICTをリードしているという現状が

ございます。また、汐入地区の学校関係者、地域の方々からも一定の御理解をいただいているところでございます。

2点目としましては、現在のICT活用状況でございます。教育課程の柱の中に情報活用の力の育成を目指し、「タブレットPCの普段使い」「校内ICT環境の充実」「教師のICT機器活用スキル向上」「家庭との連携におけるICT機器の活用」等々に取り組んでいるところでございます。こちらについては、研究発表会で教育委員の先生方も御覧いただいた機会もあったかと思えます。

4番、内容を御覧ください。こちらは小学校1年生から6年生まで具体的にどのような内容をするかというところの御説明でございます。

(1)につきますとは、具体的には、これまで配当されている時数の中で取りまとめ、振り分けを行いまして、年間34時間程度を各学年「情報科」に振り分けるという考えでございます。

内容としましては、タブレットPCの基本的な操作の習得。また、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関するこれまで教科の枠組みの中で行っていた学習活動を情報科というところに振り分けて行うということになってございます。

(3)具体的事例につきますとは、令和6年度まで1年生、2年生、そして32ページを御覧いただきますと、3、4、5、6年生ということで、このようなものをこれまで教科学習等々で行っていたものでございますが、それを新たに、令和7年度からは情報科に振り分けて進めていきたいということでございます。

イ、令和7年度以降を御覧ください。情報科に振り分ける授業時数の考え方でございます。各教科の学習内容に確実にまずは指導できる時間を確保すること。これを大切にしております。その前提の上で、45分の授業の中でICTスキルを習得する場面、情報モラルに関する内容を取扱っている時間を「情報科」に振り分けます。このことによりまして、各教科において授業の一部で指導してきた情報教育に関する内容を取り出して、「情報科」として統合、系統化、年間指導計画の中で系統的に指導できるということが期待されます。

(イ)「情報科」の導入後の期待される成果を御覧ください。こちらについては、アンダーラインのところを御覧ください。子どもたちの学びを一層深められると考えられるもの。また、子どもたちの情報活用能力の育成に資すると考えられるものでございます。

(ウ)「情報科」導入後の検討課題でございます。3点挙げさせていただきました。1点目が、新設教科の評価に関する検討でございます。こちらにつきますとは、令和7年度から情報教育委員会というのがございますので、そちらに学識経験者の先生方をお招きして、具体的に協議を行う予定でございます。

2点目は、振り分ける授業時数の検証が必要なものでございます。特例校となる汐入小学校を指導主事が定期的に訪問して、実施状況を把握して、令和8年度の実施に向けて必要に応じて修正をするものでございます。

3点目が、教員のICT活用能力による学級間・学年間の差の生じるということも想定されますので、こちらについても教育委員会による研修会の実施。また、ICT支援員、こちらを有効活用しながら、子供たち、また区教委に対して操作方法等を説明する機会を設けようと考えてございます。

そして、「情報科」の年間指導計画の作成によりまして、情報活用能力を教科横断的な視点から系統的に指導するというところでございます。

33ページを御覧ください。5としまして、年間指導計画の中で、各教科・領域の中から「情報科」として振り分ける時数の案を示させていただきました。例えば、1年生の国語を御覧いただきますと306と書いてありまして、その下に(6)とございます。括弧の中が情報科として振り分ける授業時数となります。一番上の合計のところを御覧いただきますと、それぞれ884のうち34、945のうち34というように各学年で34時間を計画してございます。

今後の予定でございます。令和7年3月定例校長会がございまして、こちらで指定を受けたということを周知させていただきます。令和7年度、8年度2年間の指定をいただきましたので、汐入小学校を指定し、特例校としての取組を検証し、その成果と課題を区立全小学校及び中学校にも周知をさせていただきます。令和9年度からはこうした成果を踏まえながら特例校申請を行い、「情報科」を設置していきたいということを考えてございます。

35ページから40ページまで御覧ください。横になりますけれども、左上、小さくて申し訳ありません。第1学年とございます。こちらは各学年の情報科に係る汐入小学校が作成しました年間の指導内容でございます。左側に、国語、算数、生活、学活、道徳とございます。その中で今回、情報科に振り分けていく内容について整理をさせていただいたものでございます。このように、1年生から6年生まで現在のところ計画させていただいた内容、予定を今回お示しさせていただきました。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員。

小林委員 汐入小学校はこれまでICT教育に力を入れて取り組んできた学校です。前任の川上先生のときにもICTに熱心に取り組んでおられました。実際に訪問させていただきましたが、先生方も意欲的です。三浦先生も大変に熱心に取り組んでおられますので、非常によ

ろしいのではないのでしょうか。そのときに、校長先生から、地域の方々からもICT教育が非常に高く評価されていることをお伺いしました。汐入小学校を指定するのはとてもいいと思っております。

質問ですけれども、この各科の授業時数の33ページの表を見せていただくと、1年生、2年生と生活科をかなり振り当てています。生活科の内容として、実際に自然を利用するとか、自然に触れるという内容が多いようにも思われるのですが、体験活動を割り当てる点はどうか、気になるころではあります。いかがでしょうか。

指導室長 ありがとうございます。生活科の中で御覧いただくと、内容事項のところでは主に、外に出て自然の事物に関わったり、季節の変化を感じたりといったところがございます。これまではそれを例えば、端末やデジタルカメラ等を持ち出していきながら実際にそこで記録をしたり、記録したものを比較して変化に気づいたりしていたところがございます。こちらについては今まで学習活動そのものは変えることはないのですけれども、そこで取り出していた機器の操作方法やアプリの仕様のよさといったところを取り出して、実際に情報科として学んで教科に戻していくというところがございますので、今までやってきた自然体験や季節に対する学習というそのものについては、これまでどおりさせていただき考えさせていただきます。

小林委員 分かりました。では、既にタブレットPCを使いながらかなりやっていて、それを情報科として読み替えるようになりますでしょうか。

指導室長 先生御指摘のとおりで、これまでそれを各教科・領域等の中で、指導計画の中にはなかったのですけれども、あえてそれで必要に応じて迫られて指導していたところをきちんと時数として振り分けさせていただいて、教科等の指導内容は保障しつつも、きちんとICTで活用できる能力を育成していく考え方で今回整理させていただきました。

小林委員 分かりました。それと、もう1点ですけれども、指導する教員については従来の先生方が指導されて、特に配置をすることはないということでしょうか。

教育長 指導室長。

指導室長 これにつきましても、今いる教員が主体となって指導していくところがございます。しかしながら、やはり先進的な情報や知識、理解の更新というところは必要と思っておりますので、ICT支援員さん、それからまた学識の先生方に積極的に入っていただきながら、私どもも支援をしてまいる所存でございます。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

長島委員。

長島委員 これまでやってきたことを振り分けるということで問題ないと思うのですが、特例校として指定を受けるということが保護者との関係とか理解とか、その辺はどうなっているのでしょうか。

指導室長 ありがとうございます。一番保護者の方が心配なさるのは、このことを始めて学習内容で学べるところが出てくるのではないかと、時数が足りなくなるのではないかとといったところかと思います。私どももそこについてはこれから汐入小学校のほうで説明していただくときに、そのようなことはないということをもとにこの資料を作らせていただくときに、情報科として振り分ける時数ということで御安心いただける表現を作りました。まずはそのようなところで情報科の導入にあたって、まず子供たちがこれまでもタブレットPCをしっかりと使ってきてくれていて、それによってICTスキルが伸びてきています。そのような力がまず見えてきます。そのためには、各教科で学ぶことをしっかりとやりながら、これまで先生方が時間を自分たちで工夫してやっていたものをしっかりと位置づけて体系的にやるのですという説明をしていって、できるだけ不安感を減らしていこうかと思っています。なにしろ、また三浦校長ともそのようなところは事前に打合せ説明をさせていただきながら理解をいただきたいと思います。その際には、ぜひ、今お示した資料以外にもやはり年間指導計画をもう少し保護者の方にも理解しやすいような形で、このような形で指導していきますといった見通しも持っていたいただけるような工夫をしたいと考えております。

長島委員 今回は情報科ですけれども、これまで、多分、小学校で英語も特例校だったのですか。

指導室長 はい、ございました。

長島委員 そのときも、今説明されたようなことで、多分やってきたのでしょうか。

指導室長 先生御指摘のとおり、これまで行ってきた教科等の学習、それはそのままやりながら、荒川区で作ってきた指導プログラム等をしっかりと位置づけるためには、やはり特例校として教科等の時数を作る必要があったという考え方は情報科と英語と同じでございます。

長島委員 それと、今後の予定のところ、最初の5年間は汐入小学校で、令和9年度から区立全小学校で、特例校申請の予定になっていますけれども、小学校の英語のときもそのような感じだったのですか。その辺はどうなっていたのでしょうか。

教育長 指導室長。

指導室長 今回も同じでございます。やはり特例校としてしっかりとした研究の枠組み、先生方も安心してこの特例校の枠組みの中で教育課程を少し変更しても大丈夫だということで、まずしっかりと研究の枠組みを確保した上で研究を進めていただきまして、その中で成果と課題をしっかりと検証した上で広げていくというスキームは同じようでございます。

長島委員 分かりました、ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

坂田委員。

坂田委員 先ほどおっしゃった御説明は私の理解としては、既存の教科とそれから情報の交差点を積極的に、意識的に作っていくということだと理解しています。そのときに、ただ、先ほどのようなあまりにも慎重に説明し過ぎると、やはりこれまでと変わらないではないかとなるので、どこに交差点をつくったらいいかということはその科目で教えている内容をよく考えながら、ふだん教えていることの教育のクオリティーが上がるようなところに交差点というのも積極的につくっていくのですという話ではないかと私は思います。

そのようなことであれば、親御さんの方々にとっても理解しやすいのではないかと思います。これまでやってきたのは、私の理解として基本的にそのようなことであって、例えば、理科の生物であれば実際に自分で植物等を手にとってそれを説明するというで身につけ方がやはり違ってくると思うのです。そのようなことを意識的に、積極的にやっていくという、そのような理解です。

それからもう一つ、特に小学校低学年において重要なことは、私は苦手意識を持つ子をなくすということだと思うのです。もう今の世の中においては必須のスキルなので、これに苦手意識を持つと非常に大きなハンデキャップになってしまうということです。だから、早くから意識的にやることによって、もう自然にこのようなものというようなことになるというのが特に低学年の子供たちには重要だと私は思いますので、その意味では楽しくやらせようということですね。

私の専門分野ですのでもう少し申し上げますと、これからどのようなことを教えないといけないかということをおそらく2年おきぐらいに、我々もよく考え直したほうがいいと思うのです。今、例えば、子供たちと我々世代の昔教えられた情報教育と全く違って、基本的にクラウドベースになってくるわけです。子供たちの感覚はもう完全にクラウド感覚で、要するに情報が連動しているのが当たり前、連動していないもののほうに違和感を感じるというか、そのようなことなわけですね。だからそのような子供たちの環境に対して何を教えたらいいかということをお考えないと、我々の大学時代は何を学んだかというのは、もう意味がほぼないと思うのです。そのような謙虚な気持ちで我々はやる必要があって、例えば、今出てきているのは1つ挙げるとマルチモーダルへの進化です。言葉とそれから画像と動画、その他もあるかもしれませんが、そのようなものが一緒になって、そこから何か抽出をするなどというマルチモーダルな動きは急速に進展しています。また、情報の活用の場面でいえば、これまで教えてきたことは基本的には蓄積された情報から何か知見を引き出すという

ことですけれども、もう今起こっていることはリアルタイムの情報から何か活用するというか、何かジャッジメントしてしまうというか、そのようなリアルタイムの情報活用というのはすごく進展してきているわけです。だからそのように変化というのは我々は明確に意識して、子供たちにどのようなことを感覚として伝えるべきかということは常に考える必要があると思うのです。そうしないと社会とのギャップが生じてしまいますので、小学校もそうですけれども、中学校になるとなお重要だと思います。

以上です。

教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

実は、先ほども少し下条室長が触れましたけれども、もともとは、第二日暮里小学校がタブレット導入のときにモデル校として他校に先駆けてICT教育に取り組み、そのときに川上校長が一生懸命やっておりました。その川上校長が二日小から汐入小学校に移って汐入小学校の中でプログラミング教育を熱心に取り組んで、その後任の三浦校長がそれを引き継いで校内でICT教育に引き続き熱心に取り組んでいたという経緯がございます。

先ほどの坂田先生のお話ですけれども、私どもとしてやはり少し慎重にやっっていこうかと考えてございます。文科省のありがたいお話ではあるのですけれども、先ほど長島委員からのお話もあったように、低学年で国語や算数を減らしてしまっているのとか、生活科で体験学習が本当は大切なのにタブレットに置き換えてしまっているのとかという、一定の御心配もあるので、そうではなくて今やっていることをきちんと情報教育ということで位置づけるだけなのですというようなことで、取りあえず、来年度、再来年度は少し慎重にいきたいと思っております。そのようなことで、実際、本当に効果があるのか、それとも別に国語や算数の中でやればいい話で、特段、情報科と位置づけなくてもいいのか、その辺は令和9年度から全校という計画ではありますけれども、実際に効果や課題を検証した上で慎重に取り組みたいと思っております。

ちなみに特例校は全国で何校ぐらいあるのですか。

指導室長 こちらの情報科というのは、今は私どもが、というところで個別に審査をしていただいでいるのでということになります。

教育長 文科省でもう少しこれからという。

指導室長 同じような取組はないと思います。

教育長 公教育でどこまでやるべきなのかというのは、なかなか難しいところだと思います。

以上です。

では、本件についてはよろしいでしょうか。

{「なし」の声あり}

教育長 それでは、続いて、報告事項ウ『「こころの健康に関する調査」及び「ヤングケアラー実態調査」の調査結果について』を議題とします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 『「こころの健康に関する調査」及び「ヤングケアラー実態調査」の調査結果について』御説明をさせていただきます。

ポイントといたしましては、長期休業明けの児童・生徒の心のケア及びヤングケアラーの可能性のある児童・生徒の調査結果について報告します。

調査名といたしましては、「こころの健康に関する調査」及び「ヤングケアラー実態調査」でございます。

調査目的といたしましては、長期休業明けの児童・生徒の心のケアのため、生活実態を把握するとともに、ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒の心のケアを目的に支援に資するためでございます。これまで長期休業明けアンケートでヤングケアラーの実態がしっかり把握できていないという反省を生かしまして、今回、心のケアの調査、そしてヤングケアラーの実態調査、それぞれ分けて行ってございます。

実施時期でございます。1月8日から1月22日でございます。

対象は、区内の小中学校児童・生徒全員でございます。

実施方法としましては、タブレットパソコンでアンケート調査を実施しました。また、アンケート調査を基に、教員が聞き取り調査を実施しました。

調査結果につきましては表のとおりでございますけれども、まず、次の42ページを御覧ください。文章のほうで御説明をさせていただきます。

まず、小学校でございます。1番ですけれども、「学校が楽しくない」と回答した児童につきましては、425名。「今、悩みがある」と回答した児童は、739名でございます。

中学校でございます。「学校が楽しくない」と回答した生徒は、143名。「今、悩みがある」と回答した生徒は、308名でございます。

3番でございます。悩みがあると回答した児童・生徒が回答したこころの状態についてでございますけれども、「ストレスを多く感じ、生きているのも辛いと感じることがある」と回答した児童・生徒につきましては、小学校209名、中学校は66名でございます。

4番、悩みがあるときに、「相談できる相手がいない」と回答した児童・生徒につきましては、小学校が120名、中学校が53名でございます。

イでございます。アンケート調査に基づく学校が行った聞き取り状況や支援等についてでございます。

(1) 悩みに対する対応でございます。学級担任等の聞き取りの内容からいじめの可能性、

不登校の可能性、希死念慮に関し分類し、校内支援委員会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等情報共有を図りました。内容によっては対象学級や対象の児童・生徒の指導を実施したり、家庭への連絡などを行ったり早期発見し、早期支援につなげてございます。

聞き取りの結果から抽出された児童・生徒でございます。いじめの可能性のある児童・生徒につきましては、小学校は125名、中学校は19名で区全体として144名でございます。不登校につながる可能性のある児童・生徒につきましては、小学校が112名、中学校が30名、区全体として142名でございます。

(2) こころの状態や悩みの相談についてでございます。「ストレスを多く感じ、生きているのも辛いと感じることがある。」と回答した全ての児童・生徒から学校が詳しく聞き取りを実施した結果、ストレスはあるものの、希死念慮の可能性が高い児童・生徒は今回の調査からは認められませんでした。

ウでございます。調査結果後の対応等でございます。回答した児童・生徒に対し、悩みがあるときは、学級担任にだけでなく、学校の全ての大人、家族等、周囲の大人にも相談できることを伝えるとともに、SNSや電話相談窓口の情報カードの周知を行いました。また、本調査によって、悩みを相談することにちゅうちょする児童・生徒であってもタブレットパソコンから全ての児童・生徒が一斉回答することにより支援につなげることができました。また、些細な事象であっても抽出することができたため早期支援につなげられる相談体制の構築においても効果的でございます。

では、2つ目の調査ヤングケアラーの実態調査について説明させていただきます。43ページを御覧ください。

ア、調査結果からの整理でございます。ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒の数でございますけれども、小学校は430名、中学校が41名、区全体として471名でございます。割合としましては4.18%でございます。そして、ヤングケアラーの支援が特に必要な児童・生徒でございますけれども、小学校が49名、中学校が10名、区全体として59名でございます。割合としましては0.5%でございます。

イ、調査結果後の対応についてでございます。ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒に対し、学級担任等が注視するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや子ども家庭総合センター等関係機関と連携し支援につなげたいと思っております。また、今回抽出された特に支援が必要な児童・生徒に関しては、継続して今後支援が必要であるかスクールソーシャルワーカー等としっかり情報共有を図り注視をしております。

7番、今後の対応等でございます。(1) 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー、

スクールソーシャルワーカーなど学校全体で寄り添った対応・支援を行うとともに、定例校長会等を活用し、SOSの出し方教育に力を入れるよう各学校に指導助言を行ってまいります。

(2)生活指導主任研修会等を活用し、ヤングケアラーについての理解をさらに深める研修会を実施するとともに、研修を受けた教員がOJT等校内での研修を実施し、区内全体で教員の意識を高め、ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒の早期発見・早期支援に努めてまいります。

(3)相談支援等の強化のため、SOSの出し方教育、そして、生命の安全教育を教育課程に位置づけ、全校で確実な支援や校内の情報共有を図れるようにしたいと考えてございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして御質問等ございましたらお願いします。

繁田委員。

繁田委員 この種の調査の頻度は、年に何回でしたか、まず1つ目の質問です。

教育センター所長 頻度でございますが、年2回行ってございまして、前は9月に行っております。

繁田委員 そうですね、最近、報告をしていただいたような気がします。

もう1点ですけれども、そのときも御質問したような気もするのですけれども、例えば、死にたいとか、辛いとかという答えのときに、それを学校など誰が知っていて誰が知らないのかというのは子供たちにとってはとても重要なことで、それをきちんと伝えてくださっているかという、つまり聞き取りした先生は当然知っているわけではないですか。多分、校長先生も知っているとか、副校長先生も知っているかと、では、誰々先生は知ってほしくないのだけれども知っているのかなとか。そのときに、例えば、教育委員会という学校をサポートしている区役所の会議では人数だけは知っている。誰だというのは知らない。あなたの学校では学校の中で誰と誰だけが知っていますということは宣言をしたほうがむしろその子は動きやすいかと思うので、その辺はどうですかという質問です。

教育センター所長 基本的には悩みがある子供につきましては、全校でしっかり共有をさせていただいております。ただ、子供たちには誰が知っていて誰が知らないという話はしていませんけれども、基本的に全校でしっかり支援をしていくというような体制で全校体制で臨んでございます。

繁田委員 先生から口外することはないという宣言をやはりしておいたほうがいいと思います。ほかの人に言うことはないんだよというようなことは、次に相談してもほかの人が知ること

はないという安心感はあったほうがいいだろうと思いますので。

教育センター所長 委員がおっしゃるように、ほかの大人に口外はしないというところはしっかり子供たちには聞き取りのときに約束をしておりますので、その辺は大丈夫かと思っております。

教育長 でも、ただいまの繁田委員の御指摘は大変重要なものだと感じました。プライバシーは守るからねというような一般的なことは伝えていても、では、Google Homeで回答をさせているので質問紙というわけではありませんけれども、質問にあたってきちんと何のために必要なのか、どこまで情報を開示するのかというのをその小学生や中学生、本人たちに分かりやすく説明できるように、それはしておく必要があるのかと改めて思いました。今度はいつ実施するのですか。

教育センター所長 来年度の9月にまた実施します。

教育長 そのときにはきちんと全ての学校、全てのクラスで説明できるようにしたいと思えます。ありがとうございました。

坂田委員。

坂田委員 私も繁田先生がおっしゃったこと、全くそのとおりだと思っていまして、先ほどおっしゃったように学校全体で共有して支援するというのは、それはそれで重要なことなのですが、一方で広く知られたくないという子供は申告を控える可能性があると思います。したがって、やはり申告してもらうことが必要なので、申告する子供にとって誰に伝わるかというのは最も重要なことだと思うのです。そこはやはり明確にしておいたほうがいいのではないかと。子供たちには例えば、担任の先生と校長先生は知っているよなど、そのような言い方もあるかと思うのです。子供の中には特定の信頼する人以外には伝えてほしくない子もいると思うので、そこを明確にしないと申告していない子供がどうしても出てくるのではないかと思います。この数字を見ていると、人数比で見ても中学生のほうがヤングケアラーの比率が非常に少ないのです。実態としては、多分そうではないのではないかと。親から見ると中学生のほうが頼りになるので、多分、中学生に頼るでしょうし、どうしても親の年齢が上がってくるといろいろ体調を崩す確率も高くなってくると思うのです。だからそれを考えると中学生がヤングケアラーの数が実際より少ないのではないかという心象があって、一方では先ほどのように、中学生になると誰に伝わるかというのをすごく気にするのではないかと思いますので、その辺を少し考えていただければいいと思います。

今回の調査自体は、従来はヤングケアラーの調査として実施していて、今回は明確にこころの健康の問題とヤングケアラーの問題と、2つ一緒に実施されているけれども中身を分けて実際に分析をされていたように考えられていて非常にいいことだと思います。

以上です。

教育センター所長 委員おっしゃるとおり、子供たちのアンケートをする際に、プライバシーをしっかりと守るということは大事かと思っておりますので、アンケート調査を今後実施するときにはしっかりと子供たちに話しをしてから実施をしたいと考えています。また、御指摘のあった中学生のヤングケアラーの数が少ないというところですが、やはりプライバシーのところも含めて、いかに中学生の本音を聞き取れるかということも大事になってくると思いますので、今後しっかりとっていきたいと思っております。

教育長 調査にあたってとか、今の繁田先生と坂田先生のお話を聞いて、まず担任が読み上げる宣言文というか周知文を教育センターで作って、それを担任が読み上げてから子供たちに回答させるとしたほうがいいのかもしいですね。そうすれば、各クラスでばらばらにならないで済むと思います。

教育センター所長 今御提案のあった読み上げる文を作り、安心してアンケートに臨めるような体制をしっかりとつくりたいと思っております。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

繁田委員 もう一ついいですか。

教育長 繁田委員。

繁田委員 このヤングケアラーの自覚とあるのですが、ヤングケアラーの定義を僕は知らないのですよ。例えば、朝晩の御飯を作っている。買物もしている中学生がいるとするではないですか。それはヤングケアラーかどうかといわれたら答えられますか。お母さんがいて、実際に介護はしていないけれども御飯は朝晩作っていて買物はしてるという場合は、どうなりますか。

教育センター所長 まず、このアンケートをする前にヤングケアラーはこのような子供たちですというものをしっかり提示をしながら、またヤングケアラーを支援するという動画も見せながらこのアンケート調査に臨んでおります。今、先生おっしゃる朝晩御飯を作っているところにつきましては、家族のお世話のために自分の時間が使えないというところがある、または病気の家族がいるとか、障がいがある家族がいるなど、そのようなことで自分の時間が使えないお子さんがヤングケアラーだという定義で考えてございます。

教育長 繁田委員おっしゃったように、ヤングケアラーは人によって捉え方がまちまちだったりするのでありますが、それではきちんとした回答が得られないだろうということで、それは議会からも言われておりました。先ほど説明を省略してしまったのですが、実施方法の(2)で、小学校第3学年以上はヤングケアラーを支えるスペシャルアニメというのを見させた上で、ヤングケアラーというのはこのようなことをいうのですよというのを子供た

ちに理解させた上でアンケートを取るようになっております。ただ、それでも坂田先生が言われるように、子供たちも様々な捉え方、あるいはまた知られたくない、家族に遠慮するとかというのがあって、なかなか実数というか実態を把握するのは難しいのですけれども、極力正確な数字、実態を把握するようというところで努めてはいるのですよね。

教育センター所長 しっかりヤングケアラーの定義が分かるものを使い教室に提示をしながら、ヤングケアラーはこのようなお子さんですというような形で提示をし、周知をした上でやっていますので、実態に近い形かとは考えてございます。

繁田委員 ありがとうございます。

教育部長 もともとヤングケアラーがどれくらいいるのかというところをどのようにしてつかもうかというところでアンケートを考えています。先ほどもお話ありますように、自分がヤングケアラーということが知られるのが嫌だというお子さんもいるだろうというところで、最初はすごくぼんやりした形で質問項目を作って実施したのですけれども、やはりつかまらなかったというのがあって、今回初めてヤングケアラーはヤングケアラーに特化した質問内容を新たに作って、このような形で実施してきました。小学生についてはやはり5%ぐらい出てきましたので、全国6%ぐらいですのでだんだん近づいてきているかというところがあります。中学校は1.45%なので、まだつかみ切れていないかというところがありますので、今いろいろ御議論がありましたように、子供に安心感を与えるというところで子供の意向をうまく酌めるように、もし必要であれば全校というか教職員全体で支援にあたるなど、あるいは最初に聞き取り調査をするときに、これはどこまでみんなに把握してもらいたいなど、そのようなところもいろいろ工夫しながら次回もアンケートを実施してまいりたいと思いますので、またいろいろと御助言を頂ければと思います。よろしくお願いします。

教育長 なかなか難しいです。議会に報告するたびにこれでは実態把握できないだろうという御指摘があります。

坂田委員 小学生と中学生の差もあって、小学生は今の調査でかなりいいと思うのですけれども、中学生は小学生と同じフォーマットで必ずしもなくてもいいという考えもあると思います。その場合、このような人にしか伝えないで、という希望を確認する項目を最初から入れてしまうということも、中学生はあり得るかとは思いますが。

教育センター所長 今御提案いただいた中学生の質問項目を少し工夫していきながら、なるべく先ほど言ったように、中学生の本音が聞き取れるようなアンケート調査に、また次年度に向けて改善を図りたいと思っております。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

長島委員。

長島委員 2つの調査で、回答数を見ると違いがあるので、小学生、中学生で両方の調査に回答した生徒、それから片一方はしなかった生徒、あと少数かもしれないですけども両方に回答しなかった子供たちはいたわけですか。

教育センター所長 学校によって取組方がそれぞれ違っておりました、このアンケートを2つとも同じ時間に実施した学校と、それぞれ違う時間で実施した学校とクラスということで、それで少し対象数や回答数が少し変わってきています。全く答えていないというお子さんにつきましては、不登校のお子さんがなかなか少し難しいところがございます。

小林委員 よろしいでしょうか。

教育長 小林委員。

小林委員 今回はGoogle Homeで実施したのですけれども、タブレットPCを使って行った場合とそうではなかったときとどれくらい差が出ているのかに関して御説明をお願いいたします。

また、41ページの表で見ると「学校生活は、楽しいですか。」で、「楽しくない」というのが425あって、その下のほうで、「悩みの項目 友達のこと」というのは比較的357で多いのかなという傾向が見てとれるのかと思っております。これは複数回答になっているのですか。その辺りもお伺いできればと思っております。

以上です。

教育センター所長 まず紙の質問のときとタブレットの質問のときですけども、このタブレットでの調査を開始したのが昨年度から行いました。一昨年度につきましては、紙での調査ですので、タブレットのほうが子供たちの意見が集約しやすいかというところがございます。

それから悩みですけども、友達の悩みが357名で、これは複数回答ですので、悩みがあるうちの友達の悩み、また勉強や成績のことと複数回答をしているお子さんがいるところです。

小林委員 そうですか、分かりました。学校に行くのが楽しくないという回答がかなりあるので、その辺りは何ができるのかを今後も考える必要があると思いついて見せていただきました。

教育センター所長 学校が楽しくないという回答をした児童・生徒につきましては、本当に我々としてもしっかりその子供たちのために支援をしていかなければいけないというところがございます。また、魅力ある授業づくりや居場所などをつくっていきながら支援をしていきたいと思っております。

教育長 課題があるということで回答した子については、担任のほうで聞き取りはしているのですね。

教育センター所長 必ず学級担任が聞き取りをして悩みを解決できるような方向性で、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなげる方向性で今やっております。

教育長 よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 では、報告事項は以上とさせていただきます。

次に、その他の報告事項として、教育委員会の日程について、事務局から報告がございます。
山形教育総務課長。

教育総務課長 45ページを御覧いただければと思います。日程について修正はございません。

下の定例会のところ、先ほど教育褒賞のときにも御説明しましたが、3月14日につきましては、一部と二部の間に定例会を実施させていただければと思っております。

また、3月19日に中学校の卒業式、3月24日が小学校の卒業式ですので、教育委員の皆様よろしく申し上げます。

以上です。

教育長 以上で、教育委員会令和7年第4回定例会を閉会とさせていただきます。

了